

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

都筑区戸籍課に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	都筑区戸籍課窓口番号表示板
内 容	区戸籍課登録担当窓口及び同課証明発行窓口カウンター前に設置するお客様呼び出し用の番号表示板・広告モニターを新たに設置するにあたり、広告を活用し、運営経費の削減・その他行政サービスの向上に繋がる企画を募集します。 屋外広告物には該当しません。
施設所在地（場所）	横浜市都筑区戸籍課登録担当窓口及び同課証明発行窓口カウンター前の二か所
施設の利用者数・利用者層	都筑区転入者のうち、約半数が 20 代、30 代であり、若年層の来庁者が多く、また、近隣区庁舎に比して駐車場が広いとため、近隣区居住者の来庁も多いです。
広告設置場所	横浜市都筑区戸籍課登録担当窓口及び同課証明発行窓口カウンター前
広告掲出可能スペース	区戸籍課登録担当窓口及び同課証明発行窓口カウンター前それぞれに、16：9 のワイド画面で 50 インチ程度の番号表示モニター 1 基と同仕様の広告モニター 1 基を左右に並べて、天井からの吊り下げ式で設置する。
番号表示板の条件	○お客様をお呼び出しするための番号を表示する電光掲示板とします。 ○数字が最大およそ 25 個表示できるものをご提案ください。お呼び出しする番号の件数によって表示の仕様をお客様にわかりやすくしてください。 また番号表示にあわせてお客様を音声で呼び出す機能をもつものとします。 ○番号札を呼び出すためのバーコードが貼られた B4 サイズ程度のソフトカードケースとお客様にお渡しする用の番号札のご用意をお願いします。 ○広告掲出期間終了後は原状復帰をしていただきます。
広告掲出期間	令和 4 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日（5 年間） ※ 1 年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和 3 年 10 月 20 日（水）～令和 3 年 11 月 5 日（金）
提案内容評価	令和 3 年 11 月 30 日（火）（午後予定） 提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和 3 年 12 月下旬

次頁あり

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和3年11月5日(金)午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで、電子メールでご提出ください。受領した旨をメールにてお知らせしますのでご確認ください。
広告企画書 記載事項	(1) 市にとっての経費縮減効果（広告の設置等にかかる費用）及びその算出根拠 (2) 掲出期間における収支計画 (3) 番号表示板の仕様、操作方法等 (4) 設置方法、広告掲出期間終了後の原状回復方法 (5) 保守、維持の考え方 (6) 当該呼出システムの市内設置実績 (7) 広告主選定及び広告番組作成方針 (8) その他行政サービスの向上につながる内容

■ 選定手続

評価項目・評価基準	<p>(1) 市にとっての経費縮減効果（広告の設置等にかかる費用）及びその算出根拠 市にとって十分な経費縮減効果があるか。</p> <p>(2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。</p> <p>(3) 番号の視認性 表示した番号を市民が認識しやすい（画面構成・色等）か。</p> <p>(4) 番号の認識のしやすさ 音声等で来庁者（障害者）が認識しやすいか。再呼び出しが可能か。</p> <p>(5) 広告枠に広告事業者が不足した際の対応 待ち時間が苦痛とならないようなコンテンツを用意できるなどの工夫ができるか。また、これに関して、職員の作業や業者への依頼を伴うかどうか。</p> <p>(6) 緊急時の広報 災害発生時等緊急時に、来庁者へ知らせる機能があるか。また、その機能はどのような内容か。</p> <p>(7) 導入時・導入後のフォロー 機器導入時、及び導入後のフォローや問い合わせ対応等が行える体制が整えられているか。</p> <p>(8) 通常操作性全般 通常機器操作時に、職員の負担が少なく、容易に操作ができる仕組みとなっているか。</p> <p>(9) 行政情報の操作性 行政情報の更新時に、職員の負担が少なく、容易に操作ができる仕組みとなっているか。</p> <p>(10) 番組構成のバランス、運用の弾力性 行政情報枠、広告枠の放映時間について大幅な偏りがないか、また、ケースバイケースで柔軟に変更できるか。</p> <p>(11) 広告更新作業時の制限 広告を更新する際、番号表示・呼び出し機能、及び広告表示機能に支障なく作業を行えるか。</p> <p>(12) 障害対応に対する考え方 障害発生防止対策と障害発生時の対応はどうか。</p> <p>(13) 安全性等 市民への損害、被害のおそれがないか。</p> <p>(14) 地域活性化への貢献</p>
-----------	---

	<p>広告枠を、区内事業者及び隣接区を含む市内事業者からより多く選定しているか（選定する方針となっているか）。</p> <p>(15) 設置実績 過去 10 年の当該呼出システムの市内設置実績</p> <p>(16) 広告付き番号表示板事業に対する理念、方針、考え方 自治体で行う広告付き番号表示板事業に対する、広告事業者としての理念、方針、考え方はどうか。</p> <p>(17) その他行政サービスの向上等につながる提案 その他、本市の行政サービスの向上や経済的メリットにつながる提案がなされているか。</p>
評価方法	<p>○都筑区に設置する選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※ 申込者が 1 者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p>

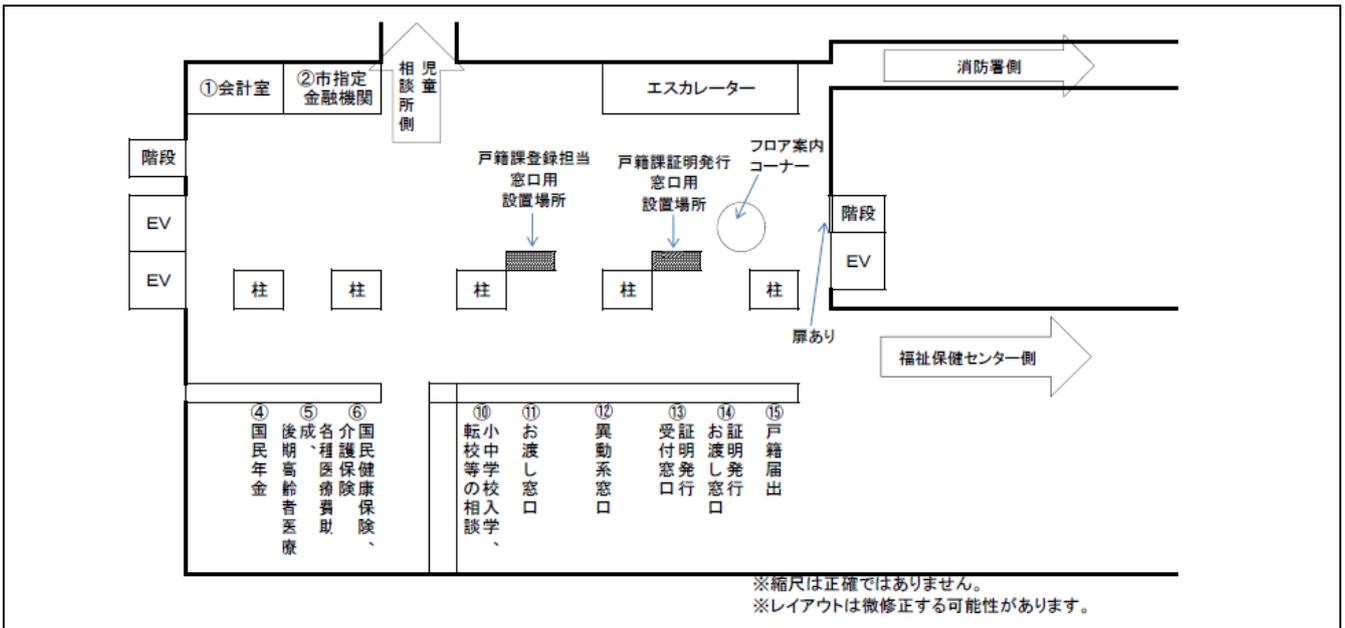
■ 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p> <p>○音声を流すことは可としますが、音量については窓口状況により調整することがあります。</p> <p>○死亡、離婚等に関わる業種の広告（例：墓地の案内、弁護士の離婚相談等）は掲出できません。</p>
広告の制作等	<p>○広告掲載日の 2 週間前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
財産の使用許可	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。（1,000 円/㎡+行政財産の使用料及び普通財産の一時貸付料算定に係る土地及び建物価格算定要領に基づき算出します。）</p> <p>○広告掲出に伴う電気料金、その他諸費用については、実費負担していただくこととなります。</p>
その他	<p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>

■ 申込み・お問合わせ先

担当課名	横浜市都筑区戸籍課
所在地	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
TEL/FAX	TEL 045-948-2255 / FAX 045-948-2259
E メール	e-mail tz-koseki@city.yokohama.jp

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



広告企画書（広告付物品提供・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	都筑区戸籍課窓口番号表示板		
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由）		
		※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
個人情報収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）